

# 業務指示書

## ネパール国タンコット地区道路整備にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年12月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。<br/>評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路及びトンネルの建設事業に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ネパール及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
国内再委託にかかる経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 1.014 円 , US\$1 = 98.25 円 , EUR1 = 135.08 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/路線計画  
トンネル計画  
環境社会配慮

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.57 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年12月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ロ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ロ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ネパール国タンコット地区道路整備にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/路線計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： トンネル計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 環境社会配慮	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

案件名：タンコット地区道路整備に係る情報収集・確認調査  
第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

ネパール国では、一人当たり道路距離や道路密度が南アジアで最低レベルにある等、道路整備は未だ発展途上にある。また、未舗装道路が全体の約5割を占める等、道路のサービス水準も低い。ネパール国の運輸交通体系は、その大部分を道路に依存しているため、国家開発計画の達成、輸送時間及び輸送費の軽減を通じた経済成長を実現する上で、既存道路網の改善と新規道路網の整備は重要課題である。ネパール国政府は、国家開発戦略における最上位に位置づけられる「三カ年計画」(2010/11～2012/13)において、持続的で安全な道路網拡張を目標とし、全郡への幹線道路接続、新規道路整備を方針に掲げている。

カトマンズ盆地と南部タライ地域及びインド国境を結ぶ主要な幹線道路は、カトマンズーナウビセームグリーンバートプールを経てインド国境へ至るルートであるが、例年雨季の土砂災害により度々寸断されている。特にカトマンズーナウビセ間はネパール国第二の都市で観光地・登山トレッキング基地であるポカラと首都カトマンズを結ぶ唯一の幹線道路でもあり、重要性が高い。首都があるカトマンズ盆地の人口は272万人(2011年)で、2016年には350万人、2025年には500万人に増加することが見込まれており、首都の人口増加と経済成長に伴う物流の活発化に伴い、当該ルートの交通量の増加が見込まれている。カトマンズーナウビセ間は山岳道路であり、標高800m～1,500mのタンコット峠を越えるために10%超の急勾配や急曲線があり、著しい線形不良のために交通渋滞、交通事故が頻発するとともに、大型車の排気ガスが深刻化し、更に雨季には地滑りも発生して交通が遮断されるなど、交通のボトルネックになっている。

本調査に関連する事業として、JICAは2000年から2001年にかけて「カトマンズーナウビセ道路建設計画調査」を実施し、カトマンズーナウビセ間代替道路の建設に係る検討を行った他、同セクターでは無償資金協力によるシンズリ道路建設(1995年～現在)等の支援を行っている。なお、対ネパールJICA国別分析ペーパー(2013年4月)において「運輸交通インフラ整備」は重点課題として分析されており、対ネパール国別援助方針(2012年4月)における重点目標としても、「運輸交通、電力などの社会基盤・制度整備を支援する」と明記されている。本事業はこれら分析及び方針に合致する。

このような現状から、JICAは同区間における道路整備に係る支援の方向性を検討するために、情報収集・確認調査を実施するものである。

### 2. 業務の目的

カトマンズのカランキ交差点からトリブバン道路の合流地点であるナウビセとの区間における道路線形及び環境社会配慮に関する情報を収集・分析し、必要性並びに妥当性の観点で、今後当該地域における新規道路整備の方針を示すことである。

#### (1) 対象事業

首都カトマンズと南部タライ地域インド国境、及びネパール国第二の都市ポカラ等を結び、ネパール国の物流上の動脈であるカトマンズのカランキ交差点からナウビセ間約22kmの道路区間の道路改良。

現在、同区間は交通渋滞、事故の多発、大型車の排気ガス、更に雨季における道路崩壊等の交通阻害要因や大気汚染等の環境問題が著しく、トンネル等の道路構造物建設によりこれらの問題を解消する、

## (2) カウンターパート機関

社会インフラ・運輸省道路局 (以下、「DOR」)

(DOR: Department of Roads, Ministry of Physical Infrastructure and Transport)

## 3. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント (以下「コンサルタント」とする) は「2.プロジェクトの目的」を達成するために「4.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ「5.業務の内容」に示す事項を実施し、「6.成果品」に示す報告書を作成する。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 調査対象の路線状況

カトマンズのリングロードにあるカランキ交差点 (標高 1,300m) を起点として西方に向かって 7km 付近がタンコット (標高 1,400m) である。そこから更に西方へ約 2km の地点がナグドゥンガ (標高 1,500m) である。ここからナウビセ (標高 900m) までの約 13km が標高差 600m の急坂になっており、急勾配、急曲線を要した線形が続いている。

(詳細は別紙図面参照のこと)

当該地域は複雑で脆弱な地質になっており、地滑りを起こしやすく、土砂崩壊の跡が数箇所観察されている。

### (2) ルート選定

上述したように、タンコットからナウビセの区間 (約 15km) における道路は急曲線、急勾配の続いた著しく線形の悪い状態である。こうした急曲線、急勾配を避けて良好な線形を確保し、かつ事業費をネパール国政府の債務負担能力の観点から適切な額とするには、ルート選定が非常に重要な調査分野である。時間的な制約もあるため、市販されている 2 万 5 千分の 1 の地図及び空中写真等を使って現地の地形を十分把握しておく必要がある。

### (3) 道路構造物 (トンネル等)

山岳道路である当該地域の状況を鑑みると、道路構造物としてはトンネルやループ橋等が考え得るが、過去の調査資料や、既存のアラインメントを最大限活用し、土地収用や住民移転を最小化するとともに事業費を抑制する必要がある点等を考慮すると、最優先区間での急勾配に対応するためにはトンネルが適していると JICA は判断しているところ、今調査においてはトンネルを前提に検討すること。トンネルの建設位置は地質だけでなく、排気ガスや車両性能から勾配も重要な要素となるほか、事業費がネパール国政府の債務負担能力の観点から適切な額となるよう、本調査ではできるだけ距離の短いトンネルとなるよう検討する必要がある。また、現場は地質が脆弱で法面滑落の危険性を有しており、断層や湧水も見られることから、トンネル等の構造物建設位置の検討は慎重な調査が必要である。周辺の自然保全地区等の有無も含め、ルート選定を行う。更に勾配や曲線については、現地の大型車に合わせて計画する必要がある。

また、検討の結果トンネルではなく、またはトンネルに加えてループ橋等の構造物を採用する可能性も考えられるが、その場合は、どこに設置すれば最も効率的、経済的に建設できるかを多方面から検討する必要があるところ、その場合については、団員の変更・追加等について JICA と協議の上、調査の実施方法・スケジュール等を再検討することとする。

### (4) 舗装

当該道路ではトラック等の重車両の走行が多いことを勘案し、DBST（二層瀝青表面処理）は避け、セメントコンクリートやアスファルトコンクリートを用いた舗装を念頭に検討する。

#### （５）地質・水文調査

トンネルでは地質の調査も非常に重要である。特に断層を見つけ出すのが地質のポイントであり、踏査、ボーリング等の実施により、正確な地質状況が把握できる。当初はインターネット等を手掛かりに調査を進めるが、地質は表層だけでは把握できないこと、実際の地層を解析・検証しないと今後の計画に大きな影響を及ぼすことから、ボーリングを試掘して地質断面を把握する必要がある。また、水文調査もトンネル内の出水、地滑り等の影響を及ぼすことから慎重な調査が必要であり、地形、植生、河川等の状況からトンネル内の出水等を予測する。

ネパール国の乾季・雨季における雨量の変化は極めて大きく、雨季における河川の増水、洪水等は十分考慮することが必要である。また現場は法面から湧水する箇所も見られるため、排水処理も重要となる。

#### （６）交通量調査

調査対象道路は交通量が多く、１日６千台以上といわれているが、正確な交通量を把握する必要がある。特に車種別、時間帯別の交通量は重要であり、トンネル計画にあたって大型車混入率が換気装置の容量に大きな影響を及ぼす。このように、将来交通量の予測に基づいて基本的なトンネル計画が立案される必要がある。

#### （７）環境社会配慮

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に基づき、用地取得、住民移転、自然生息地、保護区等、環境社会影響を回避または最小化する計画を提案することが重要である。

#### （８）既存資料のレビュー

JICA が実施した「カトマンズーナウビセ道路建設計画調査」（2001年3月）及びDOR が作成した「Feasibility Study of Tunnel Roads」（2013年2月）には本件の調査に必要な情報やデータが含まれていることから、本調査の初期段階でレビューを行う。

### 5. 業務の内容

以下に想定される業務を効率的かつ効果的に実施する。

#### （１）事前準備

##### 1) インセプションレポートの作成

既存の関連資料・情報・データを整理し、プロジェクト実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。これらを踏まえインセプションレポートを作成し、JICAの承認を得る。

##### 2) 調査実施体制の構築

本プロジェクトの全体的な構想や活動計画について、カウンターパート機関に説明し調整を行う。

##### 3) インセプションレポートの説明、協議

カウンターパート機関とインセプションレポートの協議を行う。

#### （２）関連情報の収集及び分析

- 1) DOR「Feasibility Study of Tunnel Roads」(2013年2月)
- 2) JICA「カトマンズ-ナウビセ道路建設計画調査」(2001年3月)
- 3) 道路整備に係る関連法令、既存の開発計画、調査報告書等
- 4) 既存の地図、地形図、地質、気象データ、河川データ、土地利用図、災害記録等

(3) 現状把握と情報収集、道路整備事業における最適ルート検討

既存資料の分析や現地踏査を踏まえ地形、課題等を把握し、収集した情報やデータに基づき、候補ルートを3案に整理し、最適ルートを以下の手順にて検討する。なお、提案するルートについてはプログレスレポートに記載することとなるところ、以下に示す事項のうち、3)、4)の一部等は当該期間までに完了が困難と思われるところ、下記1)、2)、4)5)の検討を主体に、それまでの期間で整理された結果を基に提案すること。また3)、4)については、最適ルートの最終的な判断がなされるまでに時間を要することが想定されること、候補ルートすべてにおいて実施すること。

- 1) 地図や衛星写真等を用いた机上検討による候補ルート案の策定
- 2) 現地踏査による情報収集及び分析
- 3) 自然条件調査
- 4) 環境社会配慮に係る情報収集及び分析
- 5) 概算コストの算定
- 6) 比較検討による最適ルート案の提案

上記につき、想定される調査の概要は以下に記載の通りである。

① 地図や衛星写真等を用いた机上検討による候補ルート案の策定

勾配、曲線、幅員等が大型車両の通行に大きな支障を与えることのないルートを検討する。現地の地形は600mの高低差があり、曲がりくねった15kmの道路延長では平均すると4%の勾配となる。一方で、実際の勾配は急な区間で、直線距離にするとわずか5kmの区間で、12%の急勾配となる。これを克服できる道路整備方針の検討が本調査で求められている。

本調査では候補ルート案を設け、それぞれの工法、概算コスト、土地収用・住民移転等による沿線への影響等を比較検討し、最適と考えられるルート案を提案する。なお、道路構造物へのアクセス道路等が必要となる場合、その検討及び提案も含む。

② 現地踏査による情報収集及び分析

ア) 現況道路の線形の確認

調査対象地域において現地踏査を実施し、現況道路、交通量、地形、地質、斜面の状況(地滑りの可能性を含め確認)、湧水位置、道路維持管理状況等を把握する。

イ) 交通量調査(再委託可)

現在の交通量を把握するため、以下の調査を実施する。なお、観測する箇所は車両が余裕をもって停車できるナグデュンガが最適であると考えられる。本調査については現地再委託にて実施することを認める。

- 断面交通量調査

調査地点：ナグデュンガ

調査時間：24時間、平日及び休日

ウ) 将来需要予測の実施

上記の交通量調査を基に、交通流動の現況解析を行い、次に将来社会・経済フレーム

の予測、将来の幹線道路網整備計画等から交通需要を予測する。交通断面量を基に、国際金融機関（ADB及び世銀）が予測するネパール国の将来GDP及びカトマンズ盆地におけるGDP等を利用して需要予測を行うものとする。

### 3) 自然条件調査

#### 7) 地質調査（再委託可）

策定された候補ルート案それぞれにつきボーリング調査による地質調査を実施し、最適ルート検討のための資料とする。トンネルの建設を念頭に置いたボーリング調査概要は以下の通り。

- ボーリング本数（仮）：トンネル坑口に各1本、計2箇所。
- ボーリング深度（仮）：1箇所につき15m、計30m。ただし、既存資料や衛星写真等による机上検討及び現地踏査の結果、追加でボーリング調査を実施する必要性が生じた場合は、JICAにその旨を提案し、JICAの同意のもと実施する。
- 試料採取：ボーリング1箇所につき1試料とする。
- 標準貫入試験：1mごとに実施する。
- 室内試験内容：
  - 物理試験：単位体積重量、比重、液性塑性限界、粒土分析、含水比
  - 力学試験：一軸圧縮試験
  - 化学試験：硫酸塩含有試験、pH試験

#### イ) 水理・水文調査（再委託可）

候補ルート案それぞれにつき、周辺の流域、洪水痕跡、最高水位、雨季における浸水箇所の調査を実施する。また併せて水源、流量、水質等も調査する。水文調査はトンネルへの影響だけでなく、沿線における斜面すべりの影響、灌漑用水への影響も考慮する必要がある。特にネパール国では乾季と雨季における降雨量が大きく異なるため、雨季における洪水、土砂崩れ等の問題点を十分考慮する必要がある。

### 4) 環境社会配慮に係る情報収集及び分析

候補ルート案それぞれにつき、環境社会影響の概要を把握する。本調査では、関係する政府機関や現地NGOへのヒアリングを通じて、以下の情報を収集・分析する。

- 対象地域の環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済・社会状況等）の確認（JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）上の影響を受けやすい地域の例示に該当しないことの確認）
- ネパール国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）との乖離
  - ・ 関係機関の役割
- 用地取得面積、移転対象世帯数、自然保護区、希少種の生息区域、先住民族の居住区、土砂捨て場について候補ルート案毎に調査を実施し、最適ルート提案の根拠とする。

### 5) 概算コストの算定

候補ルート案それぞれにつき、概算コストを算定する。山岳トンネルを建設する場合、地質、地形、周辺住民や自然環境への影響、ネパール国内の事情等も考慮し、複数の掘削工法や方式等の検討を行った上で最適な工法を提案し、概算コストを算定する。

トンネル内、及びトンネルの取り付け道路、道路及びトンネル内の付帯設備、更に、勾配区間が長い距離にわたる場合は登坂車線の設置も考慮すること。また、トンネル内

部に換気設備等が必要となる場合、ネパール国における電力供給状況や維持管理能力を考慮し、技術的な妥当性を検討すること。

トンネル建設に当たって必要な資機材の一部は、ネパール国内での調達が困難と思われるところ、インドを含めた近隣国並びに日本から調達できる資機材を整理し、リストアップすること。

#### 6) 比較検討による最適ルート案の提案

上記調査にて収集・分析した自然条件に関するデータ、環境社会影響、概算コスト等に基づき、最適ルートを提案する。最適ルートには、整備対象となる既存道路、トンネル等の道路構造物、構造物への新規アクセス道路等、本調査対象地域において整備が必要となる全区間を示すものとする。なお、

JICAは、提案されたルート案及び本調査報告書の内容に基づきネパール国政府と別途協議を行い、今後の支援方針を検討する見込みである。

#### (4) 支援方針の提案

##### 1) 新規案件形成に係るネパール国政府関係機関への意向聴取

当該地域におけるネパール国政府の開発計画や新規案件形成に係る意向等を確認した上、収集した情報に基づき新規案件による支援方針を提案する。提案内容はネパール国政府に対しても十分に説明を行うこと。なお、最終的な同意はJICAがネパール側と文書で確認する。

##### 2) 事業実施計画の検討及び提案

本調査により提案する最適ルートを踏まえ、整備の方針、基本的な実施体制、実施時期、事業費（建設費用、維持管理費用等）の概算等を含む実施計画案を作成する。

また、本調査終了後には新規案件形成に必要な後続調査の実施がJICAにて検討されているところ、後続調査が的確かつ円滑に実施されるよう、本調査で得られた情報・ノウハウに基づき、後続調査のフレームワークをJICAに提案する。フレームワークはネパール国側関係機関の意向も踏まえたものとする。

#### (5) 新規案件形成に係る準備

##### 1) 映像資料の作成（再委託可）

本調査を通じて提案する内容に基づき、コンサルタントは、対象地域の現状と課題、事業実施の必要性及び想定される成果を一般的にわかりやすく説明できるような映像資料を、現地撮影やGoogle Earth、CG等の立体視できる素材を組み合わせて作成し、ドラフトファイナルレポートの提出時に合わせてJICAに提出する。内容には事業の背景及び概要、本邦企業の技術活用例、完成予想図、現状と完成後の対比等が含まれることを想定している。映像の長さは15~20分程度、言語は日本語及び英語とする。なお、使用する素材の著作権や肖像権等には十分に配慮し、権利がコンサルタント自身に帰属するもの以外については必ず権利帰属者の承諾を得る、権利帰属表示を行う等の必要な措置をとること。

##### 2) ネパール国側が主催する技術説明会への支援

本業務の期間中ネパール国カトマンズ市にて、DORや上位官庁、関係省庁等の主催により、本調査対象地域における事業実施に関連する建設技術等への理解促進を目的とした技術説明会が開催される見込みである（ネパール側からの参加人数は10名程度、期間は2日間程度を想定）。コンサルタントは、同説明会の開催を支援する。更に、コンサルタントは建設技術、トンネル内の機械設備、建設中及び維持管理における安全管理、



環境対策等、事業実施における本邦企業の技術活用の可能性につき検討し、該当する技術を有する日本の業界団体が同説明会にてプレゼンテーションを実施できるよう支援を行う。なおこの支援による技術説明会開催経費はネパール側並びに参加者による負担のところ、発生しない。

想定される業務内容は以下の通りとする。業務実施に際しては、JICAへ適宜報告及び情報共有を行い、説明会にて収集した情報は報告書に反映する。

ア) 技術説明会開催に係るネパール国側主催機関に対する支援

- ① 開催目的、日程、内容等に関する打合せ実施、プログラム作成等の支援
- ② 会場準備、資機材準備等に係る確認・手配
- ③ 関係機関高官への出席促進、参加者の取り纏め
- ④ 説明会資料の取り纏め、共有
- ⑤ その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整

イ) 日本からの参加者に対する支援（基本的には情報提供、調整、同行等であり、移動等のロジにかかるアレンジは参加者が行うこととなる。）

- ① 説明会開催趣旨の説明、情報提供
- ② 本調査の背景、今後の事業実施の可能性等に係る情報提供
- ③ 航空券、査証取得、安全管理、宿泊先、車両手配等に関する情報提供
- ④ ネパール国滞在中の参加者の誘導
- ⑤ ネパール国側関係機関との面談希望聴取、面談の設定
- ⑥ その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整

3) 日本国内の類似道路の視察等を目的とするカウンターパートの本邦招聘

第2次現地調査終了後、本調査対象地域における案件実施に関与することが想定される機関の職員を若干名日本に招聘し、関連する技術を活用した日本国内の案件の現地視察や本邦企業との協議等を行う。コンサルタントが行う具体的な業務は以下を想定している。

ア) 受入

- ① 航空券の手配
- ② 査証の手配（ただし、口上書の作成はJICAが実施）
- ③ 来日時・帰国時の空港送迎
- ④ 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
- ⑤ 保険加入手続き
- ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

イ) 招聘プログラムの実施

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施

ロ) 招聘プログラムの監理

- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸

経費、講師謝金等)については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議します。それ以外の上記に係る一切の費用(人件費等)については、見積書に積算してください。なお、会議費(会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと)の計上は認めません

## 6. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート(英文)」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

### (1) 報告書

#### 1) インセプションレポート(IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約開始後10日以内

部数：英文10部(JICA3部、ネパール国関係機関7部)

電子データ：PDF形式、Word形式

#### 2) プロGRESSレポート(P/R)

記載事項：本調査の背景、第1回現地調査までに収集した資料や情報に基づく最適ルート案の比較(主に既存資料及び衛星写真等による机上検討、現地踏査及び環境社会影響の概観に基づき提案する)、環境社会影響の概要等

提出時期：2014年2月中旬

部数：英文10部(JICA3部、ネパール国関係機関7部)

電子データ：PDF形式、Word形式

#### 3) ドラフトファイナルレポート(DF/R)

記載事項：調査の全体成果(要約を含む。自然条件調査等、最終結果が確定していない情報についてはその旨を明記する)

提出時期：2014年5月中旬

部数：英文10部(JICA3部、ネパール国関係機関7部)

電子データ：PDF形式、Word形式

#### 4) ファイナルレポート(F/R)

記載事項：調査の全体成果(要約を前段を含む。本業務にて収集した全資料を添付する)、前述3)ドラフトファイナルレポートに対するネパール側のコメントを反映したもの

提出時期：2014年6月中旬

部数：英文20部(JICA5部、ネパール国関係機関15部)

電子データ：PDF形式、Word形式

### (2) その他提出物

以下の提出物をJICAに提出する。

#### 1) 議事録

コンサルタントとカウンターパート機関との間で行われる調整会議、各報告書の説明・協議の内容をJICAが確認するため、コンサルタントはこれらに係る議事録等を作成しJICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAネパール事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5日程度前までに配布資料をJICAに提出すること。

## 2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画案を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 15 日以内

部数：和文 1 部（簡易製本）、電子データ（PDF形式、Word形式）

## 3) 活動業務報告書

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに JICAに提出する。

## 4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは月毎に整理し、収集資料リストを付したうえで毎月 JICAへ提出する。収集資料は可能な限り電子化し、CD-R等に収録する。

## 5) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心とした記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICAに提出する。

## 6) 映像資料、画像集

本調査対象地域の現状と課題、事業実施の必要性及び想定される成果を一般的にわかりやすく説明できるような映像資料を作成し、ドラフトファイナルレポートの提出時に合わせて JICAに提出する。

## 7) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提出する。

## (3) 成果品の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート及びドラフトファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本する。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文、和文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブ・スピーカーによる英文校閲を必ず受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2014年1月上旬～中旬より業務を開始し、2014年6月中旬を目途にファイナルレポートを提出する。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びネパール国側関係者と協議の上で工程を変更する場合がある。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約 19.0M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- ・ 総括/路線計画（2号）
- ・ トンネル計画（3号）
- ・ 道路計画/交通計画
- ・ 地質/斜面对策
- ・ 環境社会配慮（3号）
- ・ 水理・水文調査/再委託調査

#### 3. 対象国の便宜供与

本業務は国際約束を伴わない情報収集・確認調査であるが、JICAとネパール国政府との合意文書にて、本コンサルタントに対する執務スペースの提供、現地調査の実施に必要な許認可の付与等の便宜供与が行われる旨確認されている。

#### 4. 閲覧資料

【ウェブサイト上で閲覧可能】

- ・ JICA「カトマンズーナウビセ道路建設計画調査」（2001年3月）

【閲覧可能資料】

以下の資料は、JICA南アジア部南アジア第四課において閲覧可能。

- ・ DOR「Feasibility Study of Tunnel Roads」（2013年2月）
- ・ 本業務に関するJICAとネパール国政府との合意文書（M/D）（2013年10月）

#### 5. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積もりに含めること。

#### 6. 現地再委託

本指示書中に明記されている「交通量調査」、「ボーリング調査」及び「水理・水文調査」に関しては、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・

NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。本業務に係る費用については、プロポーザル提出時に本見積もりとして提出すること。このほかに現地再委託が適切であると判断されるものについては、プロポーザルにて提案すること。

#### 7. 国内再委託

本指示書中に明記されている「映像資料の作成」に関しては、本調査における他の業務とは性質の異なる専門的な技術・知見が求められることが想定されるため、国内の法人等に再委託して実施することを認める。国内再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、本業務に係る費用については、プロポーザル提出時に別見積もりとして提出すること。

#### 8. 安全管理

現地作業期間中はくれぐれも安全管理に留意する。現地はカトマンズから10kmと近いため安全と思われるが、山中であり人の気配も少ない。当地の治安状況、移動手段等についてJICAネパール事務所と密接な連絡をとれるように留意する。

以 上

調査対象地域図

